

名張市職員と関わりのある事業者の皆様へ ～職員倫理の保持に御協力ください～

名張市職員は、「名張市職員倫理規程」により、利害関係のある事業者の皆様から、以下の行為を受けることが原則禁止されています。職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いします。

✕ 市職員への金銭、物品等の贈与、市職員自身が負担すべき債務の負担

- せん別、祝儀、香典、供花等という名目であっても、違反となります。（葬儀における盛り籠なども同様です。）
- 市職員が負担すべき債務を肩代わりする行為は、違反となります。

✕ 市職員への金銭の貸付け

- 金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、違反となります。

✕ 市職員への供応接待

- 市職員が職務として出席した会議等で、弁当などの簡素な飲食物や茶菓の提供を受けることは認められています。

✕ 市職員との飲食、旅行、ゴルフ、遊技（麻雀等）

- 市職員自身が費用を負担した場合であっても、違反となります。
※飲食については、当該職員の上司の許可がある場合のみ、認められています。

✕ 適正な対価によらない市職員への物品等の貸付け又は役務の提供

- 市職員が訪問した際に、当該職員に文房具等の物品を貸すことは、認められています。

✕ 市職員への未公開株式の譲渡

✕ 市職員への私的利益のための有利な情報提供

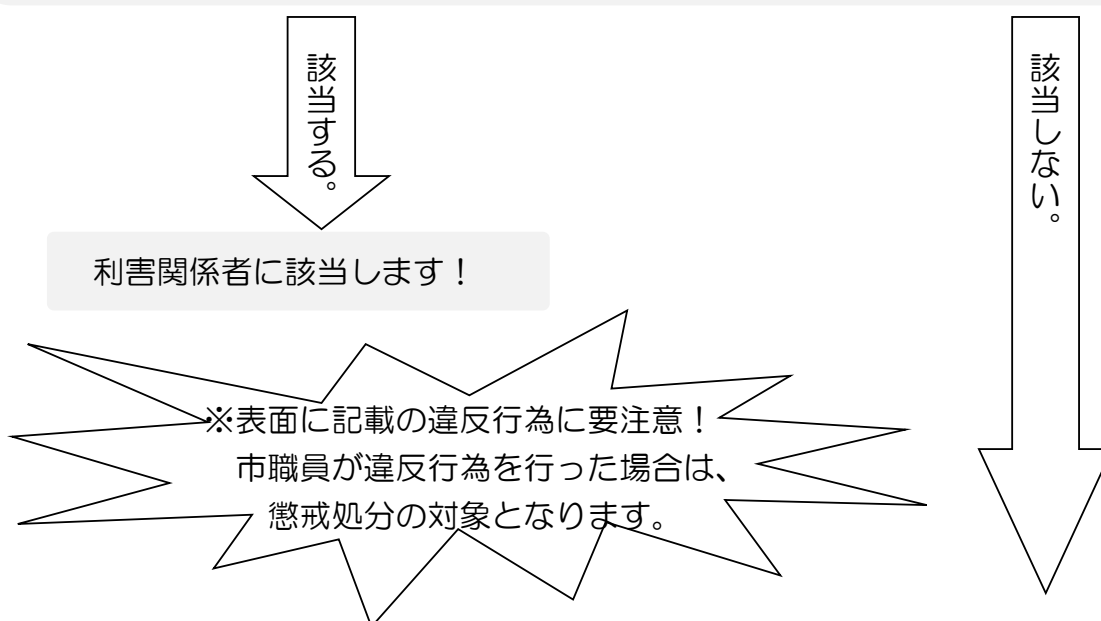
✕ 市職員との繰り返しの接触

違反行為の例外として認められる場合もありますので、ご不明な場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

次の職務を行う名張市職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合には、その名張市職員にとって、あなたは「利害関係者」に当たります。

- 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- 立入検査や監査を行う担当職員
- 契約事務を行う担当職員
- 指定管理者の指定その他の職務を行う担当職員

(注) 利害関係があった職員が異動した場合も、異動後3年間は、原則として利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。しかし、これらの事務を担当していない名張市職員に対し、繰り返し接待をするなど、「社会通念上相当と認められる程度」を超えて利益供与をした場合、利益の供与を受けた名張市職員は、倫理規程に違反したとして懲戒処分の対象となります。

「社会通念上相当と認められる程度」かどうかは、利益供与の理由、金額、頻度、当該職員との関係性などを総合的に勘案して判断します。

【問い合わせ先】

「利害関係者に当たるかどうか」、「違反行為に当たるかどうか」などの判断に迷う場合には、事務事業の担当者又は次の問い合わせ先にご連絡ください。

名張市総務部人事研修室 ☎ 0595-63-7315